

住居表示実施に伴う

会社・法人の変更登記の手引

住居表示実施による、会社・法人の所在地及び役員の住所の変更登記は、法律上皆さんに手続きをしていただく必要があります(期限:住居表示実施日から2週間以内)。お手数料をおかけしますが、この手引を参照し、手続きをしていただきますよう、ご協力をお願いします。

横浜市内の会社・法人の変更登記は、横浜地方法務局法人登記部門で手続きをしてください。登録免許税はかかりません。なお、手続きの際に通知書(又は住居表示変更証明書)を必ず添付してください。

また、不動産の所有権登記名義人住所変更については、不動産所在地を管轄する法務局又は出張所(9ページ)で手続きをしてください。

<目次>

1 会社・法人の所在変更	2ページ
2 役員の住所変更	4ページ
3 手続きの際の注意	6ページ

【申請書等の記載例】

・ 会社の所在地変更(本店の所在地変更の場合)	3ページ
・ 役員の住所変更	5ページ
・ 会社の所在地及び役員の住所変更	7ページ
・ 委任状(会社の所在地と役員住所の変更を一括で申請する場合)	8ページ

法務局のご案内	9ページ
---------	------

◇登記についてのお問合せ

横浜地方法務局 法人登記部門 … 電話 641-7461(代表)

◇住居表示についてのお問合せ

横浜市市民局窓口サービス課住居表示担当

… 電話 671-2320・2321

1 会社・法人の所在地変更

(1) 本店の所在地で住居表示があったとき

ア 本店での登記		
手続先	横浜地方法務局	
期限	住居表示実施日から2週間以内	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役を置いている場合：代表取締役 代表取締役を置いていない場合：法務局に印鑑登録をしている取締役のうちの一
必要書類	① 会社変更登記申請書 ② 通知書(又は住居表示変更証明書)	

イ 支店での登記(支店での手続は本店での登記が済んでから行ってください。)		
手続先	支店の所在地を管轄する登記所	
期限	住居表示実施日から3週間以内	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役を置いている場合：代表取締役 代表取締役を置いていない場合：法務局に印鑑登録をしている取締役のうちの一
必要書類	① 会社変更登記申請書 ② 「ア」の登記をしたことを証する履歴事項証明書	

(2) 支店の所在地で住居表示があったとき

ア 本店での登記		
手続先	本店の所在地を管轄する登記所	
期限	住居表示実施日から2週間以内	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役を置いている場合：代表取締役 代表取締役を置いていない場合：法務局に印鑑登録をしている取締役のうちの一
必要書類	① 会社変更登記申請書 ② 通知書(又は住居表示変更証明書)	

イ 支店での登記(支店での手続は本店での登記が済んでから行ってください。)		
手続先	横浜地方法務局	
期限	住居表示実施日から3週間以内	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役を置いている場合：代表取締役 代表取締役を置いていない場合：法務局に印鑑登録をしている取締役のうちの一
必要書類	① 会社変更登記申請書 ② 「ア」の登記をしたことを証する履歴事項証明書	

【記載例】会社の所在地変更(本店の所在地変更の場合)

※赤字部分をご記入ください

会社変更登記申請書

登録簿のとおりに記入する

1. 商号 株式会社 横浜商事 連絡先電話番号 000-0000

1. 本店 横浜市泉区和泉町2868番地10

1. 登記の事由 本店・支店の変更 どちらか変更のない方を消す

1. 登記すべき事項

捨印 法務局 届出印

平成26年10月20日 住居表示実施による本店の変更

住居表示実施日を記入する

本店 横浜市泉区和泉中央南三丁目〇番〇号 新しい所在を記入する

平成 年 月 日 住居表示実施による支店の変更

支店

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除

1. 添付資料 通知書又は住居表示変更証明書 1通 添付する証明書の通数

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 法務局に提出する日を記入する

申請人

(本店) 横浜市泉区和泉中央南三丁目〇番〇号 新しい所在を記入する

(商号) 株式会社 横浜商事 登録簿のとおりに記入する

(住所) 横浜市中区港町1丁目1番地 法務局に印鑑の届出をしている代表者の住所を記入する。

(資格・氏名) ~~取締役~~ 代表取締役 横浜 住太郎 法務局 届出印

横浜地方法務局 御中

2 役員の住所変更

- ◇住所変更の登記が必要な役員
- 株式会社……………代表取締役
 - 特例有限会社…取締役(全員)
 - 監査役(置いている場合)

本店での登記		
手続先	本店の所在地を管轄する登記所	
期限	住居表示実施日から2週間以内	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役を置いている場合：代表取締役 代表取締役を置いていない場合：法務局に印鑑登録をしている取締役のうちの一
必要書類	① 会社変更登記申請書 ② 通知書(又は住居表示変更証明書)	

【記載例】役員住所変更

※赤字部分をご記入ください

会社変更登記申請書

登録簿のとおり記入する

1. 商号 **株式会社 横浜商事** 連絡先電話番号 000-0000

1. 本店 **横浜市中区港町1丁目1番地**

1. 登記の事由 ~~取締役・監査役~~の住所変更

1. 登記すべき事項 ~~変更のないものを消す~~

法務局
届出印

平成26年10月20日 住居表示実施による
住居表示実施日を記入する

~~取締役~~・代表取締役 **横浜 住太郎** の住所変更

捨印

住所 **横浜市泉区和泉中央南三丁目〇番〇号** 新住所を記入する

平成 年 月 日 住居表示実施による

取締役・代表取締役 の住所変更

住所

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除

1. 添付資料 通知書又は住居表示変更証明書 1通
添付する証明書の通数

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 法務局に提出する日を記入する

申請人

(本店) **横浜市中区港町1丁目1番地**
登録簿のとおり記入する

(商号) **株式会社 横浜商事**

(住所) **横浜市泉区和泉中央南三丁目〇番〇号**
法務局に印鑑の届出をしている代表者の住所を記入する。(住居表示で変更した場合は新住所)

(資格・氏名) ~~取締役~~・代表取締役 **横浜 住太郎**

法務局
届出印

横浜地方法務局 御中

3 手続の際の注意

- ◇ 会社の所在地と役員の住所(株式会社については代表取締役の住所、有限会社については取締役の住所)が、共に変更になるときは両方の変更登記を要します。(次ページ参照)
- ◇ 会社以外の法人の場合は「会社変更登記申請書」を「**法人変更登記申請書**」に、「本店」を「**主たる事務所**」に、「支店」を「**従たる事務所**」に、「申請人」は「**理事**」又は「**代表理事**」に書き換えてください。手続方法は同じです。
- ◇ 登記の変更手続は「通知書」があれば無料でできます。通知書が不足する場合は、泉区役所戸籍課証明発行窓口(2階 202 窓口)で「住居表示変更証明書」を請求ください。必要な枚数分発行します。(発行手数料はかかりません。)
- ◇ 通知書(又は住居表示変更証明書)の記載内容を必ず確認してから手続をしてください。
- ◇ 「会社変更登記申請書」は、この手引に同封したものをご利用ください。申請書が不足する場合は、泉区役所戸籍課登録担当(2階 204 窓口)にもございます。また、同封した申請書のコピーや、ご自分で同様の書式で作成していただいても構いません。
- ◇ 本店又は主たる事務所の所在地の変更登記をせず、旧住所のままにしておきますと、新しい所在地の記載された印鑑証明は発行できません。
- ◇ 申請は代理人でも可能です。その際は、委任状(8ページ)が必要です。
- ◇ 郵送による申請も可能です。

【記載例】本店の所在地及び役員の住所変更の場合

※赤字部分をご記入ください

会社変更登記申請書

登録簿のとおりに記入する

1. 商号 **株式会社 横浜商事** 連絡先電話番号 000-0000

1. 本店 **横浜市泉区和泉町2868番地10**

1. 登記の事由 **本店・支店の変更** 変更のないものを消す
~~代表取締役・取締役・監査役~~の住所変更

1. 登記すべき事項 捨印

住居表示実施日を記入する

平成26年10月20日 住居表示実施による本店の変更
本店 **横浜市泉区和泉中央南三丁目〇番〇号** 新しい所在を記入する

平成 年 月 日 住居表示実施による支店の変更
支店

住居表示実施日を記入する

平成26年10月20日 住居表示実施による
~~取締役~~・代表取締役 **横浜 住太郎** の住所変更
住所 **横浜市泉区和泉中央南三丁目〇番〇号** 新住所を記入する

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除

1. 添付資料 通知書又は住居表示変更証明書 2通

添付する証明書の通数
・会社に対する通知書
・役員に対する通知書

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 法務局に提出する日を記入する

申請人

(本店) **横浜市泉区和泉中央南三丁目〇番〇号** 新しい所在を記入する

(商号) **株式会社 横浜商事** 登録簿のとおりに記入する

(住所) **横浜市泉区和泉中央南三丁目〇番〇号** 法務局に印鑑の届出をしている代表者の住所を記入する。(住居表示で変更した場合は新住所)

(資格・氏名) ~~取締役~~・代表取締役 **横浜 住太郎**

法務局 届出印

横浜地方法務局 御中

【書式例】委任状（会社の所在地と役員住所の変更を一括で申請する場合）

委任状

代理人の住所 横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地

氏名 泉 花子

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任します。

平成26年10月20日住居表示の実施による本店の所在地
の変更並びに取締役、監査役の住所の変更を横浜地方法務局に
申請する一切の件。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(本店) 横浜市泉区和泉中央南三丁目〇番〇号

(商号) 有限会社 横浜商会

代表取締役 横浜 住太郎 ㊞

住居表示実施後の所在地
を記入

※ 委任状には、法務局に届け出た印を鮮明に押印してください。

◆ 法務局のご案内

◇ 横浜市内の会社・法人の手続は・・・

横浜地方法務局 法人登記部門

〒231-8411

中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎

電話641-7461 (代表)

◇ 不動産（土地・建物）の手続は・・・

不動産の変更登記の書式などについては、
「住居表示のしおり」をご覧ください。



☆ 横浜地方法務局 (西区・中区・南区の不動産)

〒231-8411

中区北仲通5丁目57番地

電話641-7461 (代表)

横浜第二合同庁舎

☆ 神奈川出張所 (鶴見区・神奈川区・保土ヶ谷区の不動産)

〒221-0061

神奈川区七島町117番地

電話431-5353

☆ 港北出張所 (港北区・都筑区の不動産)

〒222-0033

港北区新横浜三丁目24番地6

電話474-1280

横浜港北地方合同庁舎

☆ 青葉出張所 (緑区・青葉区の不動産)

〒225-0014

青葉区荏田西一丁目9番地12

電話973-2020

☆ 旭出張所 (旭区・瀬谷区の不動産)

〒241-0835

旭区柏町113番地2

電話365-1300

☆ 金沢出張所 (磯子区・金沢区の不動産)

〒236-0021

金沢区泥亀二丁目7番1号

電話782-4993

☆ 戸塚出張所 (戸塚区・泉区の不動産)

〒244-0003

戸塚区戸塚町2833番地

電話871-3912

☆ 栄出張所 (港南区・栄区の不動産)

〒247-0007

栄区小菅ヶ谷一丁目6番2号

電話895-3071